平成２４年（フ）第５７１号
新潟県五泉市村松甲1829番地
債務者　佐藤　慶三
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
4　破産債権の届出期間　平成25年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３１５号
広島県東広島市八本松飯田６丁目10番14号
債務者　森林　慎次
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　陽
4　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０９号
滋賀県愛知郡愛荘町島川1079、住民票上の住所滋賀県彦根市長曽根南町459番地６
債務者　増川　雄士
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　英司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６６８６号
堺市北区百舌鳥本町２丁138番地
債務者　小林　孝仁
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　ふみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８０４号
大阪府豊中市緑丘４丁目28番５号
債務者　中島　章順
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８４２号
大阪市阿倍野区文の里３丁目７番28号
債務者　山縣　俊之
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８６６号
大阪市北区天満２丁目２番15号　フロンティア天満301号室
債務者　平松　友親
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９０５号
大阪市城東区諏訪４丁目22番14号
債務者　桃原　浩史
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　威英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３４４号
福岡市中央区唐人町１丁目12番31―204号
債務者　立川　浩大
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧本　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３６２号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番７―712号、前住所福岡市東区三苫４丁目１番33―501号
債務者　田畑　育二
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　善昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２号
群馬県高崎市上中居町732番地８
債務者　荒　智雄
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小此木　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１００２号
福岡市早良区田隈１丁目23番15号
債務者　古庄　英隆
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　昌司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２号
松江市比津が丘５丁目10番22号
債務者　原　和彦
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　信之
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１９４号
山形県寒河江市大字高屋字西浦208番地の３武田コーポラス202、前住所山形県寒河江市元町４丁目８番地の２
債務者　小沼さやか
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６１号
愛知県安城市城南町１丁目18番地28　城南ハイツ202
債務者　加藤　嘉晴
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３７０号
北海道北斗市本町４丁目11番14号
債務者　高橋　実
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３７３号
函館市千代台町16番24―202号
債務者　池本　和也
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
函館地方裁判所